

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 _____

氏 名 _____

損害年月日	. . .	損害の原因		
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算				
住 宅 の 種 類		住宅・その他 ()		住宅・その他 ()
住 宅 の 区 分		平屋・二階建・その他 ()		平屋・二階建・その他 ()
住 宅 の 構 造		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()
住 宅 の 取 得 年 月		年 月		年 月
住 宅 の 床 面 積		m ²		m ²
被 害 の 区 分		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下
浸 水 時 間		24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満
土 砂 (海 水) の 流 入		有 ・ 無		有 ・ 無
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 (_____) × 経過年数 (_____ 年)	③		
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④		
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤		
	保険金などで補てんされる金額	⑥		
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦		
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧		円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦 ・ 独身)	⑨		円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000 円 × _____人 = _____円 子供 800,000 円 × _____人 = _____円 計 _____円	
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪		円
	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫		
	保険金などで補てんされる金額	⑬		
	差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
3 車 両 の 損 失 額	普通・軽の区分		普通・軽	普通・軽
	取 得 年 月		年 月	年 月
	車両の取得価額	⑮	円	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (_____) (_____ 年)	⑯		
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰		
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱		
	保険金などで補てんされる金額	⑲		
差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳			
差引損失額の合計 (⑦ + ⑭ + ⑳)		㉑		

書 き 方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。

「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。

「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。

「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。

「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。

「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。

⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

⑯欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70 年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57 年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm 超	51 年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm 超 4mm 以下	40 年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm 以下	28 年	0.036
木造又は合成樹脂造		33 年	0.031
木骨モルタル造		30 年	0.034

(注 1) 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したものとなっています。

(注 2) 償却率は、旧定額法で記載しています。

(注 3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50% 以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70% 以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20% 以上 50% 未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20% 以上 70% 未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m 以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水 (24 時間以上) の場合には、各割合に 15% を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m 以上 1.5m 未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1m 未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100% とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4：地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和2年分用】

（単位：千円）

		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均		171	252	254	243
札幌局	北海道	179	295	(184)	(225)
仙台局	青森	(166)	(198)	(239)	(226)
	岩手	177	(220)	257	(206)
	宮城	172	(245)	(250)	(222)
	秋田	(168)	—	(225)	(202)
	山形	171	(21)	(232)	(155)
	福島	174	(208)	266	(225)
関東信越局	茨城	(168)	302	(249)	(222)
	栃木	(169)	(36)	(217)	(219)
	群馬	(168)	(182)	(250)	(225)
	埼玉	(163)	265	258	248
	新潟	179	314	(245)	(216)
	長野	189	283	275	(233)
東京局	千葉	(168)	(220)	(246)	244
	東京都	177	390	318	293
	神奈川	(166)	316	274	268
	山梨	183	—	268	(226)
金沢局	富山	178	(154)	(187)	(220)
	石川	174	338	(183)	(241)
	福井	171	—	(219)	247
名古屋局	岐阜	(170)	(211)	(190)	250
	静岡	178	—	(230)	248
	愛知	175	(232)	(242)	246
	三重	185	—	(231)	(242)
大阪局	滋賀	(163)	(129)	(228)	(227)
	京都	173	(239)	(253)	262
	大阪	(160)	(217)	(241)	(229)
	兵庫	(166)	(245)	(247)	(235)
	奈良	(163)	(145)	(248)	(219)
	和歌山	(161)	(233)	(207)	243
広島局	鳥取	179	(29)	(183)	(213)
	島根	176	—	(212)	(197)
	岡山	180	(120)	(215)	(228)
	広島	(170)	(241)	(225)	(239)
	山口	179	—	(226)	(236)
高松局	徳島	(167)	(236)	(186)	(198)
	香川	179	—	(216)	(206)
	愛媛	171	333	(182)	(218)
	高知	179	—	(205)	(225)
福岡局	福岡	(164)	(211)	(218)	(222)
	佐賀	(163)	(177)	(193)	(193)
	長崎	(169)	254	(217)	(187)
熊本局	熊本	171	(201)	(209)	(217)
	大分	(163)	(134)	(181)	(224)
	宮崎	(160)	(186)	(218)	(195)
	鹿児島	(168)	(182)	(206)	(222)
沖縄所	沖縄	179	(209)	(216)	(241)

（注）該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注1）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

（注2）配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

